

台東区暴力団排除条例

— 概 要 —

(1) 目的（第1条関係）

台東区における暴力団排除活動に関する基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進し、区民生活の安全確保及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的として本条例を定める。

(2) 定義（第2条関係）

条例における用語について定義

(3) 基本理念（第3条関係）

暴力団が、区民の生活、事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下、暴力団と交際しない、暴力団を恐れない、暴力団に資金を提供しない、暴力団を利用しないことを基本として区、東京都及び警察並びに区民・事業者の連携、協力により暴力団排除活動を推進する。

(4) 区の責務（第4条関係）

区民・事業者の協力を得ながら、警察、暴追都民センター、その他暴力団排除活動の推進を目的とする団体と連携して暴力団排除活動に関する施策を総合的に推進する。

(5) 区民等の責務（第5条関係）

- ①暴力団排除活動に資する情報を、区、警察、暴追都民センター等へ提供する。
- ②区が実施する暴力団排除活動に参画又は協力する。
- ③暴力団排除活動に、自主的、かつ、相互に連携して取り組む。

(6) 区の行政対象暴力に対する措置（第6条関係）

暴力団関係者が、不正な利益を得る目的で、区又は区職員に対して行う違法、不当な行為を防止し、職員の安全、公務の適正かつ円滑な執行を確保する。

(7) 区の事務事業に係る暴力団排除措置（第7条関係）

区の事務又は事業により、暴力団の活動を助長することなどがないう、区の契約等における、暴力団関係者の関与を防止する。

(8) 補助金等の交付等における措置（第8条関係）

補助金の交付等により、暴力団の活動を助長することなどがないう必要な措置を講ずる。

(9) 区が設置する公の施設に係る暴力団排除措置（第9条関係）

区の施設の使用が、暴力団の活動を助長すると認めるときは、利用の承認をしないこと、取り消すことができる。

(10) 広報及び啓発（第10条関係）

暴力団排除についての理解等が進むよう、警察等と連携して広報及び啓発を行う。

(11) 区民等に対する支援（第11条関係）

区民・事業者が、暴力団排除活動に取り組めるよう、警察等と連携して、情報提供、助言等の支援を行う。

(12) 青少年の教育等に対する支援（第 12 条関係）

- ① 青少年の教育、育成に携わる者は、青少年が、区民生活等に暴力団が不当な影響を与える存在であることなどを認識し、また、被害を受けないよう、指導、助言等を行うよう努める。
- ② 区は、青少年の教育、育成に携わる者へ、警察、暴走都民センター等と連携して、情報提供、助言等の支援を行う。

(13) 区民等の安全確保のための措置（第 13 条関係）

暴力団員の祭礼、興業その他の公共の場所における行事への関与、暴力団の威力を示した行為が、区民・事業者に迷惑又は危害を及ぼす恐れがあると認められるときは、警察に区民・事業者の安全の確保に必要な措置を要請することができる。

(14) 暴力団事務所排除の支援（第 14 条関係）

暴力団事務所の排除に係る訴訟を提起する者に対し、当該訴訟に関し、情報の提供その他必要な支援を行う。

(15) 委任（第 15 条関係）

この条例の施行に必要な事項は、区長が別に定める。

(16) 附則

- ・ 条例は、公布の日から施行する。
- ・ 下記公共施設の 17 条例の一部を改正する。
 - ・ 東京都台東区立一葉記念館条例
 - ・ 東京都台東区立旧東京音楽学校奏楽堂条例
 - ・ 東京都台東区生涯学習センター条例
 - ・ 東京都台東区立社会教育センター及び社会教育館条例
 - ・ 東京都台東区体育施設条例
 - ・ 東京都台東区立少年自然の家条例
 - ・ 東京都台東区自然の村施設の設置等に関する条例
 - ・ 東京都台東区保健所検査センター付設集会室の設置、管理及び使用に関する条例
 - ・ 東京都台東区立浅草公会堂の設置等に関する条例
 - ・ 東京都台東区立台東区民会館条例
 - ・ 東京都台東区立区民館条例
 - ・ 東京都台東区立産業研修センター条例
 - ・ 東京都台東区立浅草文化観光センター条例
 - ・ 東京都台東区立児童館条例
 - ・ 東京都台東区立老人福祉施設の設置等に関する条例
 - ・ 東京都台東区立健康増進センター条例
 - ・ 東京都台東区立環境ふれあい館条例